

No.	評価対象施策名	所管部局
7	効率的な行財政運営の推進	秘書広報広聴課、企画総務部 財務部、市民部、会計課

● 施策評価の実施（第5回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（所管部局から資料「施策評価調書」に基づき説明）

委員長 本施策の内容は、多岐に渡りますが、評価調書の順番に見ていきたいと思っています。

目的と目標値について御意見などがあればお願いします。

委員長 目的についてですが、5番の目的については、法定受託事務を執行することなので、適切に行うしか仕方がないと思われ、施策評価調書の記載内容のとおりかと思われます。

その上の4番の目的についても、かなり抽象論ではありますが、地方公共団体としての役割を果たすということですので、そのとおりかなと思います。

それ以外にも効率的な行財政運営の推進ということで、1番から3番までの目的を挙げておられます。

その3つ目的が10の施策方針に分かれています。このレベルで何か御意見はありませんか。

特になければおおむね妥当ということになります。

委員 特にありません。

委員長 目的については、特に御意見はないということで、次に目標値について特に気にすべきことがあればお願いします。

委員 指標に掲げられている将来負担比率というのはどういったものでしょうか。

所管部局 財政上の指標については、直近の実績値である平成24年度の数値は、平成26年度の目標値を全て既に達成しております。

ただし、これらの実績値は、毎年度の財政状況により変動しますので、平成26年度においても引き続き目標値を達成していなければならないということになります。

財政上の指標の説明については、本日資料として配布させていただきました。わかりやすいことしの予算を御覧ください。

こちらにこれらの指標の説明が記載されています。

先ほど御質問のありました将来負担比率については、借入金や将来的に支出することが見込まれる現時点での残高ということで、それを本市の財政規模で割った際に何倍あるかということです。

一般会計と特別会計を含めた市の借金である起債や複数年度に渡る債務を負担する契約を結ぶなどの将来の財政支出を約束する行為である債務負担をどれだけしているかとか、一部事務組合へそういった債務保証をしているかということや職員へ退職金をどれだけ払わなければならないのかというようなこと、それらの将来の負担がどれだけ残っているかということです。

早期健全化の必要があると判断される350%という基準に対し、本市は111.7%になっており、基準より低いので現時点では特段の問題はないかと思っています。

職員数については、平成27年度の目標値である717人に向けて、まだ途中の段階ということになります。

委員長 合併前と比較して200人以上の職員が減ったということで、現在、働いておられる職員の皆さんの御負担はどのようになっているのでしょうか。

病気で休職される方とか、精神的に追い詰められるというような問題などもあるかと思いますが、そういった状況に関する数字が教えていただけないでしょうか。

職員数の減少により職員へ過度の負担を掛け過ぎていないかということなど表すような数字を教えていただけないでしょうか。

所管部局 千人を超える職員がいますので、病気になる職員がいないことはありません。

そういった中で、特にメンタル的な理由により長期に休む職員もあり、連続で30日以上休んだ職員は、昨年度で5人ほどいました。

今も休んでいるかということそうではなくて、そのうちの4人は復帰しています。

委員長 休職されている方の人数について、それくらいはあり得るのかなという理解でお聴きさせていただきました。

もう1点、自治体として独自の施策を展開していかなければならないとい

うことで、職員研修会事務の中で政策力の養成の研修などもされているようですが、以前のように職員全員一律という訳ではなく、何か働き方に工夫が必要なのかなという漠然とした問題意識はあります。

しかし、それを外部評価結果の意見として記載して欲しいとかいう訳ではありませんので、そのようなことを思っているという発言をしたということに留めたいと思います。

いろいろな政策を思いついて取り組まれる職員もいれば、そうでない職員もいるので、職員に応じたパターンの研修を受講させることが増えてくるのかなと思ったりもします。

そういうものをうまく促進していくことが課題かなとも思います。

それで何なのかと言われたら困りますが、そういったこともこの問題に関連して、私としても気になったというくらいで発言したというくらいで留めてください。

では、個別の施策方針とそれに関わる事業ということで進めていきたいと思います。

それらについて、行政評価の視点と歳出抑制の視点のどちらでも良いので言っていただくという形で、進めたいと思います。

まず、施策方針１－１の地域自治活動等への支援と１－２の市民と行政の協働事業の推進について御意見はありませんか。

地域コミュニティの強化の施策と協働と共創のまちづくりの推進の施策で関連する事業を実施していると記載されており、これらの施策については以前にこの委員会で評価した施策ではありますが、今の観点でこれに対して課題になっていることとか、お気づきになったことがあればお願いします。

委 員 特にありません。

委 員 長 分かりました。

進行として個別の事業の評価に入っていますが、言い忘れたので発言します。

全体として見たときに私として思うのは、効率的な行財政運営の推進ということと必ずしも少し違うのではないかという施策方針や事業も多いように思われます。

来年度に新しい総合計画を策定される予定ということですので、次回の総合計画では、この効率的な行財政運営の推進と施策方針への位置付けが困難な事業というのは、別のグループに分けるべきではないかと思います。

そのほうが分かりやすいのではないかと思います。

ほかの自治体でもこのように効率的な行財政運営の推進的な施策にいろいろな事業が入っていますが、市民から見た場合の分かりやすさなど、以前にも増して、こういった計画にしっかり記載したものは、そのとおり実行していくということからすると少し不都合があるような気がします。

効率的な行財政運営の推進という施策の中に行財政改革とか財政運営以外の事業も位置付けられていると思われまますので、そこの切り分けが大事だと思います。

続いて施策方針２－１の行政サービスの向上についてです。

市長や副市長に関する秘書など業務と市民課でされている戸籍や住民基本台帳などの基本的な業務についてですが、この部分について、行政評価の視点や歳出抑制の視点から何かお気づきの点はありませんか。

委員長 ほかの委員さんにお考えいただいている間に私から質問させていただきます。

公用車の運転は、秘書の職員がされているのでしょうか。

所管部局 臨時職員が行っています。

委員長 指定管理者で行っているということではないということですね。

所管部局 指定管理者ではありません。

委員長 分かりました。

なぜこのような質問をしたかを説明すると、他市の事例で、市長が乗る公用車を指定管理者制度で行うことにした際に、指定管理者となった事業者が、落札した後で、おもむろに求人情報誌で募集していて、見たこともないような人が運転手としてきて、不安で仕方がないというお話を聞いたことがあったので、参考までに質問した次第です。

ほかにお気づきの点があればお願いします。

委員長 特にありませんか。

行政評価の視点からは義務的にしなければならないことですし、特段、こ

の部分がいかに非合理であるということもないという理解であったということでもよろしいですね。

次に施策方針２－２の民間委託等の推進についてです。

具体的な事業ということではなく、広く指定管理者制度も含めた民間委託を進めていく、できる範囲で適切にやっていくということで、いろいろ取り組んでおられる訳ですが、そういった取組を全般的に見られてお気付きの点や御質問があればお願いします。

委員 この行政評価委員会などの委員会を市ではたくさん設置されていると思いますが、そういった委員会はどこに位置付けられているのでしょうか。

委員長 審議会などの委員会ということですね。

委員 はい。

委員長 多くの場合は、関連する施策の中で位置付けられているということになります。

例えば、この行政評価委員会は、効率的な行財政運営という目的に係る委員会ですので、この施策に位置付けられています。

ほかにも人権の委員会であれば、人権の施策に位置付けられていますし、男女共同参画であれば男女共同参画の施策に位置付けられています。

こういった審議会に関して、何かお気付きの点があるということでしょうか。

委員 個人的な意見になりますが、こういった審議会の報酬について、報酬額をもっと削減できないのかと思います。

せめて交通費だけを支給するという形でお願いすべきだと思います。

ほかに仕事を持って委員になっていますので、委員にとって報酬額はそこまで重要ではないような気がします。

私もこの行政評価委員会以外にも市の審議会の委員を経験したことがありますが、報酬をもらうのが逆に申し訳ないと思います。

委員長 行政評価の視点か歳出抑制の視点のどちらで整理しましょうか。

委員からの先ほどの発言内容からは、非合理というか、払う必要はないというニュアンスではなかったと思います。

委員 お金がもらえるから委員になるという感覚ではなく、お願いされたからと

か興味があるからということで委員になられていると思います。

そのため、見直しができないのかなと思いました。

所管部局 委員報酬の関係ですが、地方自治法の中で、審議会などの委員については、委員会に出てもらった際には、報酬を支払わなければならないことが規定されています。

報酬をもらって申し訳ないということでしたが、もらっていただかないと法律違反になるということになります。

ただし、金額までは法律で決まっていますので、報酬金額を見直すことはあり得るのかなと思います。

報酬を出さないということにはならないということで御理解いただければと思います。

委員長 委員の発言の趣旨からは、行政評価の視点か歳出抑制の視点のどちらにすべきか迷う部分もありますので、その他ということで整理することも考えられます。

委員から御発言のあったニュアンス、そもそもの位置付けとして、お金のために委員を受けられているのではないという御発言だったと思いますので、行政評価の視点と歳出抑制の視点のどちらでもないような気がします。

その他で整理させていただき、次回の委員会でもう一度みんなで考えてみることにしましょう。

私からもお尋ねします。

指定管理者制度の検討の枠組みにおいて、何か特別に委員会のようなものがあるのかということと、指定管理者制度を進める上で何か課題が出てきているのかなどがあれば教えてください。

何を想定しているかと言いますと、指定管理者を安く請け負っていただいたものの、労働管理がしっかりしていなかったり、労働者を絞りすぎて、そこで勤務される方がやる気を持った良い職場になっていなかったりなど、ワーキングプアとまでは言いませんが、全国的に期待していた結果になかなかになってないという話も聞きますので、お尋ねした次第です。

所管部局 市では、指定管理者選定等審査会を設置しており、この中には2人の外部委員の方に入っています。

お一人は大学の法学部の教授ですし、もう一人は税理士であり、中小企業診断士の方です。

その中で、施設の所管課から指定管理者制度に移行したいというものなどについては、指定管理者が妥当なのかとか、直営のままが良いとかいうことも含めてこの委員会で議論しています。

もう一つワーキングプアという御質問もありましたが、ワーキングプアというところまでは挙がってきていないと感じています。

委員長 この施策方針には特段の事業が挙がっていませんが、これまでのこの委員会での議論の経緯を考えると、業務を委託した際に、委託先でどのような業務をされたのかということについて、もう少し詳しめの報告をいただいて費用対効果が判断できるようすべきということを書くことになると思いますが、ほかの委員さんよろしいですね。

市役所が行っている事業については、こういった施策の方針の下、どれだけの予算を使って、こういったことをやったということが、決算の情報を見て、事業の実施について本当に必要だったのか、効果があったのか、費用対効果は良いかを考えていますが、委託料になると、これだけの委託料になり、適切に執行した、しっかり効果があったという話になって、一段階、情報として明確でないところもあるので、業務委託先の業務量が増えるということもありますが、業務を受託してどのようなことをしたくらいの情報くらいはもらわないとそのことを評価することが難しいという議論がこれまでからあって、言っているということです。

次に施策方針２－３の職員人材育成の充実について、いかがでしょうか。

委員 職員派遣研修事務の中で、昨年度、京都地方税機構へ派遣されたということですが、この派遣された方は、現在、市役所のどの部署に配属されているのでしょうか。

所管部局 京都府庁の中にある京都地方税機構の本部への派遣ということであり、現在も１人職員を派遣しています。

今後も派遣していく予定であります。

このほかに、京都地方税機構の丹後地方事務所が市の大宮庁舎内にあり、こちらにも市から職員を３人派遣していますが、経費が掛かっていませんの

で、職員派遣研修事務の決算附属資料の中には表れてきておりません。

職員派遣研修事務の決算附属資料の中で、もう一人、京都府の自治振興課へ派遣したとなっていますが、こちらについては、毎年派遣しているということではありません。

平成24年度については、主事級の職員を派遣し、その経費が掛かっているということになります。

委員長 いろいろな研修をされていると思われますが、自治振興課への派遣研修というのは、自治振興課へ職員を一人派遣していることが研修という位置付けになっているということでしょうか。

所管部局 はい。

財政の分野を勉強してもらいました。

委員長 自治振興課への派遣は、短期間でしょうか、それとも1年間くらいの長期間でしょうか。

所管部局 1年間の派遣でした。

委員長 決算附属資料では、赴任旅費の復路分だけが掲載されていますが、これはどういったことでしょうか。

所管部局 赴任に伴い、引っ越し費用などいろいろな経費として、16万3千円を支出したということです。

派遣した際は、前年度末に赴任先に行っていますので、前年度の会計から支出していることから、今回の決算附属資料には、復路分のみが掲載されています。

委員長 自治振興課への派遣は、自治振興課から声が掛かったり、こちらからお願いしたりといろいろな都合で、派遣する年とそうでない年があるということですね。

所管部局 そうということです。

自治振興課では、府内の自治体から研修生の受け入れを行っていますので、何年かに1度声を掛けていただく場合もありますし、こちらから派遣させて欲しいという場合もあります。

委員長 分かりました。

職員の人材育成に関しては、政策力ということにも取り組まれており、そ

ういった研修があつて良いなと思います。

また、京都の政策系の大学も京都府北部地域に入つて、いろんなことをしたいということも言っていますので、お金を掛けずに、例えば学生との協働やお金を掛けずに教員と何かに取り組むというような協働もうまくできれば、充実できて良いのではないかと思いますし、私自身もできることがあれば、協力させていただきたいと思います。

次は、施策方針２－４の信頼される市役所づくりというところで、情報公開や議会の生中継とか、市の情報の透明性といった部分に関わるのですが、御質問や御意見はないでしょうか。

私の立場からするととても重要ですし、一方でなるべく透明性を高めて公表しながら、かつそれを興味のある市民に分かりやすく、見方を教えるとか、解説するとか、本日配布された「わかりやすいことしの予算」もその一種だと思いますし、予算書の公開ということも以前からインターネット上で取り組んでおられますし、大事であるし、取り組んでいただけたらと思います。

特に御意見などがあればお願いします。

委員 市長の交際費についても、月単位で公開されていたと思いますので、この部分については、問題ないのではないかと思います。

所管部局 情報公開度ランキングというのがありまして、平成２３年度の調査では、満点ということで京丹後市は、京都府で１位をいただいております。

委員長 それでは、この部分については、そういった取組は妥当であるし、大事ではないかということにしておきましょう。

公開したから信頼されるという訳ではありませんが、情報を広げて市民にも情報を共有してもらわないことには始まりません。

次に、施策方針３－１の組織・機構のあり方について、御質問や御意見があればお願いします。

委員長 この部分についてもおおむね妥当で、庁舎の配置なども適切に進めるべきだと、以前の委員会でも指摘した経緯もありますので、もう一言、委員会でも言ってはと思います。

施策評価調書にも庁舎に関する記載が出てきていますので、行政評価の視点からそのことも大事であるということを書きたいと思いますがよろしいで

しょうか。

また、歳出抑制の視点からもこの庁舎を適切に再配置して、歳出抑制をしていくべきであると、所管部局から方針も出しておられますので、そういったことが大事であるということを改めて触れておくということにしましょう。

続いて、施策方針3-2の職員定数の適正化ということについてはいかがでしょうか。

委員長 参考までに伺いますが、現在、職員採用試験は、いつぐらいの時期に、どういった試験をされているのでしょうか。

所管部局 今年度の職員採用試験については、9月22日に筆記試験と作文試験を行いました。

消防職員については、合わせて体力検査も実施しています。

2次試験として、面接試験を10月末くらいに実施する予定をしています。

委員長 筆記試験の科目というのはどういった内容でしょうか。

所管部局 科目については、業者テストで一般教養試験を実施しています。

委員長 2次試験では面接をされるということでしょうか。

所管部局 はい。

委員長 それは何回かされるのでしょうか。

面接試験については、市長が出てこられたり、集団討論をさせたりするところもあると思いますが。

所管部局 本市では、部長級職員と市長以外の特別職が参加して1回だけの面接試験を実施しています。

委員長 近年では、受験の条件を工夫したり、試験の内容を工夫したりして人材確保に努めている自治体もあるようですが、その辺りについて、特段御意見はないでしょうか。

男女共同参画の観点から女性をもっと採用すべきとか、地域の方ばかりみたいなどころがあれば、言っていただければと思いますが。

委員長 筆記試験で優秀な方を採用されるという観点しかありませんでしたが、そういった観点もあることに気付きました。

でも、女性の方も優秀な職員がたくさんおられます。

委員長 何の試験もせずに採用することは法律上あり得ないと思いますが、どのよ

うな試験をするかということ自体は、いろいろと考える余地はあるかと思えます。

委 員 そうかもしれませんね。

委 員 長 この部分については、先ほどのような議論はしましたが、特段、指摘するようなことはなかったという扱いにしましょう。

次に施策方針３－３の財政の健全化の部分について、いかがでしょうか。

委 員 税の収納率と地方税機構との関係ですが、地方税機構に移った年度の分が平成２４年度実績ということで、９２．５％の実績値と考えてよろしいでしょうか。

所管部局 市で何期かに分けて納付書を発行して、納期限が過ぎた未収の税金を地方税機構に送るということになっています。

現年度分であっても、納期限を過ぎた税金は、地方税機構へ送ります。

地方税機構へ送った税金について、それが現年度分の収入であれば、現年度分の収納率に含まれます。

現年度に入らなかったものは、過去の滞納繰越分ということになります。

それを合わせたものが、この９２．５％ということです。

委 員 税金の収納率に関するのですが、昨年くらいから市民税の特別徴収を徹底するということが出てきましたので、できればそういったことを市の入札における要件の一つなどにすれば、特別徴収する事業所の率がかなり上がるのではないかと個人的には考えています。

市の入札に参加される事業者については、ある程度加点するなどいただければと思っています。

所管部局 一定規模以上の事業所については、従業員の方が個人で市民税などを収めていただくのではなく、事業所がまとめて収めていただくという制度を特別徴収の制度ということで行っています。

市税を滞納しているかどうかについては、現在、入札の参加資格の要件としているところですが、地方自治法上、市税の滞納を要件にすることがぎりぎりのラインと考えていますので、特別徴収まで入札制度と関連させることについては、今後の検討課題かと考えています。

委 員 長 そういう質疑があったということにしておきましょう。

委員 目標値に関してですが、収納率の実績が92.5%となっているのに対し、目標が98.0%ということで、結構厳しい数字かなと思います。

一方で、税務課の事務事業について、今後の方向性が全て拡大となっています。

税収が伸び悩んでいる中で、なぜ全て拡大なのかを教えていただけないでしょうか。

所管部局 税金については、徴収コストを抑えた上で、しっかり徴収していくということにしています。

ここで拡大となっている意味としては、事務事業の中の委託料について、消費税率が上がった際にその委託料が高くなるので、平成25年度当初予算と比較して、事業費が増加するという意味で拡大としています。

消費税率のアップを加味しない事業費ベースで考えた場合には、今後の方向性は現状維持になります。

委員長 施策方針3-4の事務事業の見直しについていかがでしょうか。

この委員会で行っていること自体がこの方針に関係する訳ですし、所管部局からの歳出抑制の考え方では、来年度はこの委員会を休止することでした。

評価の研究の世界では、行政評価とかそれに対する外部評価というのは、定期的な健康診断のようなものなので、欠かさずにやったほうが良いという考え方でもある訳です。

委員の皆さんにも毎年この外部評価をお世話になって、継続的に外部評価をしていったほうが市政についての理解も評価の仕方についての理解も深まるころではあるかと思います。

したがって、原則論としては毎年外部評価をしたほうが良いとは思いますが。

他方で、この委員会では、5年間で掛けて全施策について外部評価を行いました。

ちょうど1周し終わったところで、来年は、次の総合計画を策定され、平成27年度から新しい総合計画がスタートする予定と言われると、来年度はどの施策を評価しても中途半端になるような気がします。

なぜその施策について外部評価をやるのかということについて、説明が付

きにくいのも事実でしょうし、事務局の負担も大変と思われます。

理論上は、実施できないこともないと思われますが、市の負担も大きく、そこまでしなければならない必然性があるのかということを考えていくと、来年1年間休んで、それからまた新計画の下で評価を再開していき、もう一巡したところで、実施計画を一度見直してまた後期へいくというほうがきれいにまとまっているように思われます。

来年度にこの委員会が休止になるのは、少し残念なところもありますが、前述のように思っています。

以上を踏まえて、行政評価の視点から申し上げておきたいのは、5年間で掛けて全ての施策の評価をしてきたことや、行政運営についての気付きや意見について、この委員会ではいろいろ出してきたことなど、これまでの行政評価の成果を次の総合計画の策定に是非生かして欲しい、何か分かりやすい形で工夫をするということを是非お願いしたいと思います。

この委員会で過去に評価する中で、総合計画の中で既に決まっていることなので変えにくいとか、次に総合計画を策定する際にはこういったことも検討して欲しいという話で終わっていたものもあったように思います。

そういったものについて、できるものを改めて取り上げて検討するということが大事だと思います。

また、次回に総合計画を策定される際には、評価学の世界では評価可能性評価と分かりにくい言葉になりますが、要するに評価の観点から見て評価しやすいとか、政策体系全体としてバランスが取れているかというようなことも、策定する段階から一定チェックしておいたほうが良いと思います。

そのため、この委員会で行ってきた評価の視点というものを次の計画策定に生かすということを、施策方針3-4の事務事業の見直しと次の施策方針への位置付けが困難な事業にある第2次総合計画策定事業との関係で指摘するというにさせていただきたいと思います。

そのほか、これまでやってきた行政評価のことに关しお気付きの点があればお願いします。

この場で特に御意見などがなくても、次回、外部評価報告書の内容の検討の際に、全体のまとめかつ5年間のまとめというニュアンスもありますので、

そこで是非言っていただきたいと思います。

続きまして、施策方針への位置付けが困難な事務事業という部分について、おおむね上から見ていきたいと思います。

施策評価調書２ページ目の１番から１６番までの事務事業について、お気付きの点があればお願いします。

委 員 ６番の農業委員会委員選挙経費についてお尋ねします。

平成２５年度予算額として、１，１７０万円が計上されていますが、農業委員会委員の選挙経費にこんなにも多額の経費が掛かるものなののでしょうか。所管部局 選挙をすることになればということでの予算計上で、実際には、無投票でしたので、結果的には、このうちの事務費だけを執行しています。

委 員 長 選挙をすることになれば、市長や市議会議員選挙などと同じようなことをすることになる訳ですね。

所管部局 投票所の関係などいろいろありますので、そういったことを踏まえて予算を計上しています。

委 員 任期があって、任期交代に伴ってということですね。

所管部局 委員への届出が定数内だったため、選挙を行わないで、委員が決まったということになります。

委 員 長 現在計上されているのは予算額で、決算額はまた違うということですね。ほかの御意見などがあればお願いします。

委 員 長 幸福度指標・事業調査検討事業についてお尋ねします。この研究会の成果について教えてください。

所管部局 昨年度は３回の研究会を実施しました。

その中で、今後どうやっていくのかということが、昨年度の成果となります。

今年度は、アンケートを実施しまして、その調査で出てきたものを総合計画の中で指標化へつなげるような形のものを研究しようということでやっています。

現在、アンケートの調査結果内容を見ているというのが実態です。

合わせて、全国的な動きとして、荒川区の区長が提言され、本市の市長とつくば市の市長が幹事として発起人となりまして、幸せリーグという自治体

の連合体を今年度結成しました。

そこで、この幸福度に関する施策を持ち寄り、どんなことがあるのかという形で、実務者レベルでいろいろなことを勉強しながら、共に幸福のまちを目指していこうと詰めていく団体です。

発足当時は54の自治体に参加していましたが、現在は56か57の自治体に参加しています。

委員長 今後の見通しを伺いたいと思います。

調査やブータン大学との意見交換をされていますが、今後も予算的にこのくらい掛かりそうなのか、一定波があるようなものなののでしょうか。

何が言いたいかと言いますと、平成25年度は235万6千円の予算額がありますので、歳出抑制の視点としては、もう少しこの予算について少ないながらもがんばるという方法も考えられるということでお尋ねしている次第です。

所管部局 始まったばかりということで、方向性もしっかりと決まっていないというのが現状です。

予算上、削減できるものは削減するという視点はもちろん持ちながら、必要な経費としてこういった予算を計上しています。

委員長 委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

幸福度指標は大事なことだと思いますが、毎年約230万円も掛けてブータン大学との意見交換会をするよりは、もう少しお金を減らしてでもやっていけるのではとも思えますので、歳出抑制するならということで、外部評価結果に記載しようかと思っています。

委員 ブータンの生活が必ずしも幸福だとは思えない部分があります。

日本にはなじまない部分があるのではと思います。

ここに視点を合わせるのはいかがでしょうかということはありません。

委員長 総じて、私からの提案に反対ではなかったということで、ブータンから京都に来ていただいて、非常に新鮮な感動を受ける訳で、幸せリーグということも意味はあるとは思いますが、歳出抑制という視点からは、もう少し予算を減らして事業に取り組んでいくということが在り得るだろうということを提案として書きたいと思います。

所管部局　ブータン大学との意見交換会は、昨年度だけの取組になり、今年度も来年度もそのような取組は予定していないことを補足説明させていただきます。

委　　員　誤解していました。

申し訳ありません。

委　員　長　とは言っても、総合計画や指定管理者制度の関係の企画一般経費と同じような経費が掛かっているとなるともう少し少額の予算で取組を進めていってもよいのではないかと思います。

ほか、各種調査の事業について、何かありませんか。

委　員　長　次に一般管理一般経費について、事務用品や事務機器とか、電話、郵便、公用車の維持管理経費などがその内容になっていますが、この辺りについて何かお気づきの点はありませんか。

委　員　長　この部分については、うまく何か工夫やひらめきがあれば、安くできる部分があるのかもしれませんが、実際に経営に関わられたり、ビジネスを見られたりしている皆さんの視点から何かお気づきの点があればお願いします。

委　員　長　考えていただいている間にお尋ねします。

職員から削減の意見提案を募集するという取組を他市などで実施していることも多いかと思われませんが、京丹後市でもそういった取組をされているのでしょうか。

府内の町で行財政改革の委員会をしていますが、職員から行財政改革に関する提案を集めて、それを幹部職員ができるとか、できないとかを検討しているという例があります。

所管部局　本市でも職員提案制度という取組を平成１７年度から始めており、職員からの提案は、年間を通じ、常時受け付けており、現状としては年２回、提案内容の審査を行い、採用された提案内容については、提案内容の所管部署へ検討しなさいという市長指示が出るという仕組みで取り組んでいます。

提案してくる職員の数はだんだんと少なくなっているという現状ではありますが、これまでに、採用されたアイデアは、１０件以上あります。

現時点でも、職員からの提案が出されていますので、１１月の審査会で審査する予定をしています。

委　員　長　そういう形でアイデアを求めてやっていくというしかないのですね。

華々しく表彰するということも考えられますが、節約していくというテーマですので、例えば節約大賞ということで表彰されてもという部分がありますので、ひっそりとしていただくほうが良いのかもしれない。

提案制度もお持ちということですので、そういったものも活用しながら削減を図っていただきたいということにしましょう。

次に文書・例規関係事務ということでお気付きの点があればお願いします。

委員長 決算附属資料の中に書籍の購入というようなことが記載されています。

歳出抑制を考えていかなければならない中で、予算を増やす内容になってしまいましたが、行政評価の視点として自治体で独自の政策を作ったり、評価したりということの中では、一定専門的な情報収集というのも大事ですので、書籍が一定購入できるようにといった視点が必要なのではないかと思うということをおききたいと思います。

次に質問も兼ねた内容になりますが、市役所で作られた公文書などについても何らかの形でしっかりと保存していくということもこれから大事になると思いますが、それが現状でどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

所管部局 データで保存するという意味でしょうか。

委員長 データでも紙ベースでもどちらでも構いませんが、公文書を適切に保存することで過去をたどれるようにするということです。

所管部局 保存年限は、文書の種類毎に決めて紙ベースで保存しています。

委員長 それは、内部規程に沿ってやっておられるということでしょうか。

所管部局 文書規程に沿ってやっています。

将来的には、データ化ということも含めて考えていかなければなりません、経費との兼ね合いもあります。

例えば、6町が合併して京丹後市が誕生していますので、書類が非常にたくさんあります。

それを例えばPDF形式にデータ化しようとする、作業内容にもよりますが、何千万単位の経費が必要になります。

書庫を作って保管するのが良いのか、データ化して保管したほうが良いのかについては、将来的な経費も考えてこれからはやっていかないといけない

面があります。

そういったことは、担当者レベルでは考えているところです。

委員長 分かりました。

後は、内部の事務について、デジタル処理されているようなものをどれだけ、どのように保存していくかということですね。

先ほども言いましたが、結論としてはなるべく、将来において過去をたどれるように残したほうが良いと思います。

ただし、経費の問題もありますし、手間の問題もあろうかと思いますが、難しいと思いますが、評価の視点としては、行政の文書というのはなるべくしっかり保管していくことが大事だろうということは、意見として申し上げたいと思います。

委員 それをしないといけない時期だと思います。

市役所内には、本当に書類があふれるほどあります。

今後、予算化していただくなど、何らかの形で保管して欲しいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

施策評価調書の３ページ目の事務事業について、御意見などがあれば、お願いします。

委員長 選挙関係の事務事業や調査関係の事務事業である１７番から２９番までの事務事業についてはよろしいでしょうか。

委員長 なければ、３０番以降の事務事業に移りたいと思いますが、第１回の委員会の地域情報化の施策の評価の際に、３３番の峰山庁舎管理事業の中の駐車場の関係について、議論していたと思います。

この件について、あらかじめ整理していただいた資料が配布されていますので、説明をお願いします。

所管部局 峰山庁舎の前の駐車場に関して、委員会で御意見をいただいております。

峰山庁舎前の駐車場については、本日も御覧のとおり満車の状態ですが、この件につきましては、市営駐車場の問題とも絡めまして、議会からも御意見をいただいております。

ほかの自治体の事例も踏まえて、例えば有料化しようとか、そういったことも検討させていただいております。

ただし、峰山庁舎の前の駐車場については、峰山町時代の平成12年度に防災広場として整備したということがあり、当時の工事に当たっての財源から考えますと、有料化ということはなじまないのかなという部分があり、有料化は難しいのかなと考えています。

そのため、現時点でできることというのは、近所の方の車庫代わりとか、近隣の事業所への通勤のための駐車ですとか、ここは市営駐車場という位置付けではありませんので、そういった辺りをできるだけないようにしていきたいということで、立て看板を始めとしたいろいろな広報手段を使っていくことが現時点でのできることかと思っています。

そうすることで、空きスペースが発生すると考えていますので、近隣で職員用の駐車場として借りている用地に駐車している車を峰山庁舎前の駐車場へ寄せることによって、近隣の職員駐車場用地の賃借料の削減ができるのではないかという思いは持っています。

委員長 平成12年度に防災広場として整備したという経緯はありますが、いざという場合には、防災広場として適切に使えるということを担保しながら、有料化されてはと思います。

利用者も特定できると思われ、お金も簡単な方法で徴収できる訳ですので、むしろ料金を取らないということのほうが、行政のやり方として合理的ではないと思う訳です。

具体的には、防災広場としての機能を維持するため人は通れるようにしつつ、現在、4か所ある車が通れる出入口を1か所に絞り、そこにコインパーキングのような機械を置いて、駐車料金を徴収するということで、それなりの収入も見込めます。

ですので、なぜ、そのようにしないのかという説明のほうが難しいようにも思われますが、この防災広場という縛りは、それよりも難しいのでしょうか。

所管部局 企画総務部としては有料化の検討をしていますが、財政部局との話の中では、整備時に活用した財源の関係もありますので、どうかなということがあります。

それと、防災広場という位置付けですので、いざという場合に使用できな

いと困るということがあります。

そのため、先ほどお話のあった入り口を1か所にするというのは、なじまないと思われます。

委員長 それは、車止めの簡単なものを設置して、通常は車が通れないけど、人間が通れるようにするということは、比較的簡単にできると思いますし、災害時には、それを移動して車も通れるようにすれば、そんなに大した手間も掛けずにできると思います。

今も防災広場には車がたくさん止まっていて、防災広場として機能するのかと言えば怪しい面もあると思います。

やり方はいくらでもあると思われますし、駐車場用地借上料として、毎年約250万円も掛かっているのであれば、その借上料くらいの収入が見込めるような気がします。

ほかの市役所では、1時間以内は無料というところが多くありますが、そうしておけば、市役所へ来られた方には支障がありません。

また、こういった委員会に来られた委員の方には無料券を渡せば良いだけだと思います。

そのため、駐車料金を徴収したほうが良いと思いますが、委員の皆さまの御意見はいかがでしょうか。

委員 最近、気付いたことですが、ある旅行会社のバス旅行について、乗降場所が京丹後市だけ京丹後市役所前になっています。

ほかの市町では、駅とかなんですが、そのことは、市役所の駐車場に車を駐車して、バス旅行に行かれるのかなと、おかしいなと思って見ています。

委員長 そういったことで駐車されるのは構わないとは思いますが、割引料金を作るなどしても良いと思いますが、駐車場用地借上料として経費も掛かっていますし、街中ですので、やはり駐車料金を取るべきだと思います。

委員 お金の問題もありますし、本来、市役所に用事のある方が駐車できないということが問題だと思います。

お金のことも大事ですが、お金を取ることで、市役所駐車場としての本来の役割をしっかりとすることができるのであれば、そうすべきだと思います。

委員長 では、委員会としては、駐車料金を徴収したほうが良いということです。

もちろん、市役所へ用事で来られた人への配慮などはすべきであるがということにしましょう。

それでは、ほかにありませんか。

委員長 よろしいでしょうか。

では、所管部局が多岐に渡っていますが、全体を通じて委員会が勘違いしているのではないかとか、補足で言うべきことがあるということがあれば、どこの部署でも結構ですので、御発言ください。

委員長 それでは、広範に渡る施策について、私どもも理解が十分でなかった点もあったかもしれませんが、手際よく対処いただきありがとうございます。

効率的な行財政運営の推進の施策はこれで終わりにさせていただきます。

御協力いただきありがとうございます。

所管部局 ありがとうございます。

(所管部局退室)

委員長 この後、委員の皆さんには、引き続きお気付きの点を伺ったり、次回の確認をしたりしたいと思います。

委員長 所管部局を前にして言いにくかったことなどがあればお願いします。

委員 施策方針2-1の行政サービスの向上の2番の渉外事務の中で、弔慰金が支出されていますが、1件あたり1万円で良いのではないのでしょうか。

委員長 香典1件当たりいくら支出されているのでしょうか。

事務局 当然、基準を作って支出しています。

お亡くなりになられた方の役職によって金額は違うと思います。

全員が1万円とか、そういうことはありません。

委員長 花輪が必要なのかということもあるかと思われます。

事務局 それについても、基準があります。

委員 決算附属資料に記載されている、19件で561千円を支出しようとするれば、1件あたり3万円くらいの計算になります。

委員長 花輪代が高いのではないのでしょうか。

委員 確かに花輪代は1対で1万円くらいしたと思います。

委員長 では、歳出抑制の視点から弔慰金などについても重要ではあるが、抑制も必要ではないかと書いておくことにしましょう。

委員 先ほどの議論であった峰山庁舎管理事業の駐車場については、有料ということだったでしょうか。

委員長 説明と事情は聞きましたが、委員会としては有料にすべきだという意見を行政評価の視点から書こうと思います。

次回の委員会で、必要であればまた所管部局から説明や意見があると思われます。

今の状態では、防災広場として不備や不満があるように思われます。

委員 事務事業の見直しについて、これから予算編成をされると思いますが、事業の見直しについて、しっかりしないと、いらないうちに予算がいくのではないかと思います。

事業が重複しているとかいう部分をしっかりと見て、事業を削っていただけたらと思います。

事務局 事務事業の見直しに関しては、総論賛成ですが、個別の補助金や施設については、いろいろな意見が出てくると思われます。

委員 そういったこともあるかと思いますが、市が関わっていくいろいろな大きな事業がありますが、これらが重複しないようになるべくまとめていくような事業を作っていただくとうれしいなと思って見えています。

委員長 まとめに入ります。

次回は、10月15日となります。

次回に関して私からのお願いですが、次回は効率的な行財政運営の推進に対する再ヒアリングのほかに、全体の報告書のまとめを行います。

この委員会について、来年度は1年間休止することになりますし、5年間で全ての施策を見てきたということと、総合計画を策定する時期ということで、今回が意見を言う良い機会だと思います。

ですので、評価の在り方についてとか、行財政運営や政策全体について、これは入れたほうが良いのではないかとあれば、是非、御意見をいただければと思います。

報告書へ組み込むということもありますし、市長へ報告書を提出する際に

このことは言うて欲しいということもあろうかと思います。

いろいろなレベルがあろうかと思いますが、この機会に、総合計画についてとか、行政運営全体についてとか、この評価の在り方ややり方については是非御意見を伺いたいと思います。

● 前回委員会評価対象施策の再評価及び評価のまとめ（第6回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

（所管部局から資料「委員会意見に対する所管部局補足説明・意見」に基づき説明）

委員長 最初に外部評価結果（案）の事業構成の内容についてです。

次期総合計画策定時には、本施策の施策方針に位置付けが困難となっている事務事業を位置付ける項目を別途設けるべきという委員会意見に対し、所管部局からは、大体そうだとお返しいただいていますので、このままの内容で良いかなと思います。

何か追加で御発言などがあればお願いします。

委員長 よろしいでしょうか。

では、事業構成については、このままの内容で良いと思います。

続いて、施策の見通しの（１）の職員研修会事務において京都府北部地域・大学連携機構と連携し、大学との協働により政策力向上のための研修の充実について検討してはという委員会意見に対し、所管部局から何か追加で御発言などありませんか。

冒頭では、講師については、他団体の首長や職員を招いたり、出前講座を利用したり、市の職員が講師を務めたりして、研修を実施されているという所管部局からの説明がありました。

外部評価結果（案）では余りお金を掛けずにとっていますが、委員会でもある程度のお金は掛かるという認識で、全くお金を使うなという意味ではなかったと思っています。

また、大学との連携についても、大学の教員が講師で来るということ以外に、包括協定を大学と結んで、交通費は掛かりますが、市の職員のグループで研究したことを大学へ発表に行き、教員や学生を集めて、市役所と違うと

ころで研究している人からの意見を聴いてみるというようなことがいろいろ考えられます。

京都府北部地域・大学連携機構へ連絡をしていただければ、そういった可能性も開けてくると思います。

京都府北部地域・大学連携機構のスタッフとしては、どこまで何ができるのかと悩んでおられると思いますので、こんなことができないか、あんなことができないかと、いろいろ言っていくことに意味があるのではないかという状況かと思っています。

委員の皆さん、この部分について、外部評価結果（案）の内容でよろしいでしょうか。

委 員 はい。

委 員 長 それでは、この内容としましょう。

施策の見通しの（２）の情報公開の部分については、所管部局から特に御意見などはないということなので、外部評価結果（案）のとおりということにしましょう。

次に、施策の見通しの（３）の組織改編についても、所管部局からは市役所の力を最大限に発揮できる体制を検討していくとの御回答となっていますので、外部評価結果（案）のとおりにしたいと思いますが、所管部局から何か追加で御発言があればお願いします。

委 員 長 よろしいですか。

では、施策の見通しの（４）についてです。

個人住民税の給与特別徴収を入札参加資格の要件にすることは、地方自治法施行令の規定上、難しいかもしれないという御回答です。

規定の解釈次第では、実現の可能性があるのではと思う部分もありますが、もう一つの入札参加資格に関して加点するということのほうがより困難なのかもしれません。

実際に、特別徴収を実施しているかどうかを確かめられるかと言うと、事業者からの申告を信用せざるを得ないから、実施上、ネックになるのではないかという所管部局からの回答です。

この部分について、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員 入札参加資格の要件にすることについては、法令上の定めにより難しいということなので、削除していただいたら良いと思います。

入札参加資格に関して加点するというについては、できないことはないと思います。

建設工事の入札参加資格申請時の書類に従業員数を書く欄などを設けるなどすれば、可能かなと思っています。

所管部局からは、競争入札の参加資格に関しては難しいという回答ですが、随意契約の見積り業者へ協力を求めることは可能ではないかと思っています。

委員長 手間が増えるということはありませんか。

委員 事業所の負担が増えることにはなります。

ただし、法律上は、特別徴収をしなければならないことになっています。

所管部局からもありましたとおり、京都府と府内全市町村では、普通徴収から特別徴収への切替えについて平成25年度から共同推進を図っているところなので、そんなに反対意見はないと思います。

委員長 所管部局にお尋ねします。

実現に向けて、課題や難しい点はあると思いますが、先ほど委員から御発言がありましたとおり、作業的にもやってやれないことはないし、効果や意義を考えたら、やってはどうかという御意見ですが、いかがでしょうか。

所管部局 入札参加資格に関して加点するという意見について、建設工事の入札参加者の格付の際に利用するという趣旨かと思われませんが、建設工事の入札参加者の格付において加点することは可能かどうかと言うと可能ではあります。

京都府内の市町村の状況としては、亀岡市では、建設工事の入札参加者の格付において、加点されているという事例があります。

そういった事例も参考にしながら、今後検討を進めていきたいと考えています。

所管部局 家族1人や2人で経営している事業所など、特別徴収の対象外となる事業所がありますが、こういった事業所が加点の対象にならないという辺りを研究していく必要があるのかなと思います。

加点されないことにより、入札参加資格者の格付に影響してきますので、この辺りがいかなものかという部分があります。

委員長 入札参加資格の要件にすることについては、法令の条項をどうがんばって解釈しても、実現は難しいのでしょうか。

所管部局 地方自治法施行令で入札参加資格者の要件にすることができるものが定められており、そのうちの一つとして、経営の状況を要件とする資格を定めることができるとされております。

税金を滞納しているということは、この要件に該当しますが、特別徴収の有無が経営の状況という要件に該当するかどうかという部分は、難しいと考えています。

給与特別徴収を入札参加資格の要件にしている自治体も、一部ではありますが、存在していることも事実ではありますが、本市では、入札参加資格の要件にすることは難しいと解釈しています。

委員長 所管部局からの追加説明を受け、いかがでしょうか。

先ほど、委員から御発言があったとおり、入札参加資格者の要件にするという部分は削除して、入札参加資格に関して加点することについて御検討いただくということにしましょうか。

委員 そうですね。

あと、随意契約の際の見積参加業者の要件にすることは不可能なのでしょうか。

所管部局 随意契約の見積業者は、入札参加資格者の中から選定することもありますし、入札参加資格者以外からも選定することができます。

どちらかと言えば、競争入札よりハードルが低くなるため、競争入札以上の要件を求めることは、なじまないと思われます。

所管部局 入札制度関係では、先ほど説明したとおりで、それ以外に何もしないのかと言われるとそうではなく、税金関係では、給与特別徴収に関する広報をしたり、該当すると思われる事業所に対しては電話や文書連絡をしたりするなど、毎年、今年はこれだけ増やそうという目標を立てて取り組んでいるところです。

また、事業所に勤務している従業員の住所地により、それぞれの住所地の市役所に特別徴収の届出を出す必要が生じてきます。

したがって、京丹後市役所には届出をするが、別の市役所には届出をしない

いということにはなりませんので、個人住民税の給与特別徴収の啓発ということで、京都府が府内市町村と一緒にチラシの作成、配布や呼び掛けをするなど取り組んでいます。

ただし、取組が他府県と比べてまだ弱いと言われているので、この部分をもっと取り組んでいきたいということです。

委員長 委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員 入札参加資格者の要件にするという部分は削除して、入札参加資格に関して加点する部分を残していただけたらと思います。

委員長 個人住民税の給与特別徴収を実施していることを入札参加資格に関して加点することを検討すべきであると変えましょう。

(5) について、次期総合計画の策定の際には、これまでの外部評価結果を生かして、よりの確な指標を設定したり、この委員会での評価の視点を取り入れたりするなど、計画策定後の評価が行いやすい計画を策定すべきという委員会意見に対して、所管部局から、そういった視点は重要で、委員会からの意見や指摘事項を踏まえて計画策定の議論を進めていきたいという補足説明を記載いただいています。が、外部評価結果（案）の内容に相反するものではないということですね。

ちなみに、京都市でも「はばたけ未来へ！京プラン」という総合計画の基本計画を策定する際に、掛け声だけになるような施策は作らないとか、一つ一つについて、何がどうなっているかという具体像を、コンセンサスを取り、指標にしやすいようにするという工夫をされていますし、そういったことをしている自治体も増えてきていると思います。

そういった工夫をしないとどのようなことになるかと言うと、確かに大事だけれども、ある施策については事務事業が5から6本で、違う施策では事務事業が120本あるということになり、いかにも扱いにくいとか、複数の部が入っていて、例えば3つくらいの部があって、それぞれがそれぞれの守備範囲でベストを尽くせば、結果的に良い結果になるのであれば良いのですが、一定何かの相互の調整が必要ではないかというところで、どこの部署が中心になるのかよく分からない、というかはっきり決まっていない場合があるなどがあります。

また、この事業がどうしてもこの施策に位置付けられているのかと聴くと、いろいろな経緯の中でという回答で、なぜ位置付けられているのかがはっきりしないということがあります。

そのため、事前に見ておくということが大事ではないかということかと思えます。

そういった意味で、所管部局からは御検討いただけるという回答なので大変ありがたいと思います。

(6) の職員提案制度、(7) の文書管理と保存、(8) の峰山庁舎管理事業の駐車場については、所管部局から特に御意見はありませんが、委員の皆さんから改めて何かあればお願いします。

委員長 よろしいでしょうか。

続いて、歳出抑制の部分へ移ります。

まず、分庁舎を集約していくことについてですが、特に御発言はありませんか。

委員長 では、次に(1)の幸福度指標・事業調査検討事業についてです。

現在の事業費の大部分が調査などに関する経費なので、そこを縮小するのは難しいのではないかと、所管部局からの意見としてやや婉曲^{えんきよく}に記載いただいているという理解で良いでしょうか。

委員会としても、幸福度を一定調べて、指標にすること自体が全く必要ないという意見はなかったと思います。

やむを得ない場合はここで節約をしながら、そういった調査研究ができないのでしょうかということです。

所管部局 東京都の荒川区が中心になって全国の自治体が呼び掛けた幸せリーグという組織があり、約60の自治体が加盟しています。

荒川区では研究所を作り、幸福について研究されていますが、全国の自治体と一緒に、市民の幸福の最大化を目指した施策の在り方のようなものを研究していこうということで、今年の6月に発足したところです。

ここと一緒にしながら、研究していきたいということで、事業費の予算としては、旅費を100万円程度見えています。

これは、予算額ですので、必ずしもこの旅費の100万円を使い切る訳で

はなく、恐らく予算は余ると考えています。

東京までの旅費がありますので、経費が少し大きくなっている部分があるのかなと思っています。

あとは、アンケートを行うなど、事業を行っているのではなく、まだ、在り方について研究しているということが中心なので、事業費としては削りにくいと考えています。

委員長 今言っていたいた補足説明と、委員会から言っていることを照らし合わせると、委員会としては歳出抑制のアイデアとしてやむを得なければ、不急とまでは言いませんが、いろいろある中では、この事業で少し削ってはどうかということを言った訳です。

他方、所管部局からは、今、正にスタートしたところで、いろいろと枠組みを作るなど、基本的な進め方が定まるまでは多少お金が掛かるという部分があるためなかなか削りにくいという説明があり、委員会の意見とぶつかり合いのようになっています。

委員会からの歳出抑制のアイデアとして記載している内容は、3年くらいの間に御検討いただけないかというニュアンスです。

提案してもすぐに実現できないこともありますし、外部評価では3年から5年に1回の間隔で施策を評価しますので、それくらいの期間で考えていただけたらということで、外部評価結果（案）として計上しています。

総合的に考えると、数年間のスパンでは、なるべくお金を掛けずにこういうことに取り組んでいただければ良いのではというニュアンスで、委員会としては言っていますので、(1)についてはこのまま残しても良いと思います。

委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

委員 幸福度指標・調査は平成25年度に終わることなので、評価・分析とか総合計画への反映というのが、行き着くところかなと思います。

やはり、抑制の観点を心掛けて取り組んでいただくことでこのまま残してはと思います。

委員 委員会からの歳出抑制の提案は、是非してくださいということもありますので、委員会からの提案内容に気を付けて取り組んでいただくという形で、このまま残してはと思います。

委員長 そういう意味では、このまま残すことが考えられます。

あるいは、より一層事業内容を工夫して、事業費の抑制を検討してはどうかという表現も考えられますが、事業内容を工夫すると、結局、中身が変わってしまいますので、そのほうが困るということになるのでしょうか。

所管部局 幸福度の指標という言い方をしていますが、それ自体の事業というものではなく、これで総合計画などに反映させていくと、幸福の視点を持って、施策などの展開をしていきたいということであって、3年というスパンの議論ではないのかなと思っています。

この事業自体が、今後ともずっと続くものではないと思っています。

幸福度の視点を充てて、今後の事業展開をしていきたいという意味合いで、去年から研究を進めています。

委員長 そういった意味では、外部評価結果（案）に書いてある「今後も継続した調査検討が予定されている中で」という部分が、そういう訳ではないということでしょうか。

所管部局 いろいろな場面で市民にアンケートを取るなどしていくと思いますが、その中で幸福度という視点を充てながら、市民の幸福度が高まっていくような、そういったものを施策として落とし込んでいきたいという思いはあります。

委員長 そういった意味では、お互いに変わらないことを言っているのかなとも思いますが。

所管部局 もっと短期的に、この事業の事業費は抑えたらという意味合いで、この事業はいらぬものではないかというように読み取れます。

委員長 委員会としては、決してそのようには思いません。

どこかをどうしても削らなければならないということであれば、この幸福度の調査に100万円単位のお金をずっと掛けていくのはきついので、もっと削りながら取組をしていったほうが良いのではないかという意味で外部評価結果（案）の内容を記載しています。

外部評価結果（案）の内容を補足すると今言ったようなことを考えていましたので、文章的にはこのままとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

是非にでも、ここをこう変えたほうが良い部分があれば伺いたいと思います。

す。

所管部局 この事業の内容を工夫するということではなく、いかに幸福の視点を持って今後、施策展開を図っていくのかということで、現在取り組んでいるということです。

事業そのものの内容を工夫するとか、経費節減を図るというのは少し観点が違うのではないかと考えています。

委員長 幸福度指標・事業調査検討事業の部分については、所管部局からの補足説明の中では、幸福度の事業と記載していただいていますので、もう少し抽象的な一段階上のことを書きたいと思いますが、こういった表現になるのでしょうか。

幸福度に関する取組という表現になるのでしょうか。

所管部局 幸福度は、一言で言えば、あなた幸せですかということを10段階でいくらですかと聞かれた際に6くらいかなという回答が一般的な回答とされています。

それでは回答として薄っぺらいので、その6というのは、何に対して、例えば子育てに関してなのかという細かい部分を調べていくのがこの調査検討事業です。

したがって、この幸福度調査自体は、指標をある程度決めてしまえば、後は、継続的な調査をしていくことになります。

その結果に基づいて、総合計画に反映していくことになると思います。

先ほど説明した、幸せリーグというのは、それは、市民が幸せになる取組をどう考えていくのかということだと思いますので、現在一つの事務事業の中でやっていますが、将来的には、分かれてくるのかなというイメージがあります。

調査自体は、指標を作るための検討事業を行っていますので、その段階で、いろいろとアンケートを実施する中で得られたデータを総合計画に落としていくという、そういう意味合いです。

委員長 そうであれば、幸福度に関わる取組についてはくらいで整理してはと思いますが。

決算附属資料では、「幸福のまちづくり研究会を設立し」と記載されています。

す。

所管部局 外部評価結果（案）にある事業費の抑制という表現ではなく、経費を節減するような工夫というような表現であればと思います。

委員長 良い形に変わるような文言にはしたいと思いますので、より一層事業内容を工夫するなど、経費節減を検討してはどうかという形にさせていただきませんか。

また、幸福度指標・事業調査検討事業の文言については、幸福度に関わる取組についてはとさせていただきます。

実際には、何に幸福を感じられるのか、そもそもこの地域がどんな資源を持っているのかとか、どんな文化を持っているのかとか、人の輪がどんなふうになっているのかで、かなりの程度が決まると思います。

もし、石油が日本でも湧いてくれば、それだけでリッチな社会になると思われま。

一方で、リッチな社会であっても、人同士がいがみ合っているような地域であれば、苦しいかもしれません。

そうかと言っても、民間経済がどの程度活発化しているかという点で決まることも多いと思われま。し、行政はそのサポートというのが今の基本的な考え方ですから、そのような中で、幸福度の調査結果は大事な情報だと思われま。しますので、そういう工夫と可能なところでの節減を図っていただきながらやっていたくということをお願いしたいと思われま。

では、文言を今のように変えてということで行われま。

続いて、歳出抑制の（２）の渉外事務の弔慰金について、御発言などはありませんか。

委員長 では、歳出抑制の（２）のとおり御検討いただくということをお願いしれま。

その他についてですが、（２）の民間委託等の推進についてから、見ていれま。

私がどういう視点で発言したのかというと、これからの行政が求められることの一つに、政策体系の全体、どんな分野があつて、それぞれでどんな取組や事業をやつていて、どれくらいのお金と人手が掛かっているのかという

のが、全貌^{ぜんぼう}を一望の下に収められるというのが大事だろうと思われます。

と言うのは、財源が縮小していく中では、どこを削らなければならないのかとか、少し余力が出来たのでどこに注力しようかなとかいうときに、全体像を見て、理解した上でないと考えにくいだろうということでは言っている訳です。

私だけではなく、政策学では全般的にそういうことが大事だろうということが言われています。

そのような中で、この政策にはこれだけお金を使っているという、直接市役所がやっていることについては、細かいところまで状況が分かる訳ですが、委託や指定管理している部分については、具体的に何をやっているのかが分からないというのが、結局判断しにくいというところです。

例えば、過去の外部評価で、社会福祉協議会にこれだけのお金を使って、こんなことを委託していると決算附属資料に記載されていましたが、それだけでなく、委託先でこんなことをしていただいているという情報が欲しいという趣旨で書いているということです。

市役所としてしっかり実情を把握して、費用対効果の検証もしていきたいという補足意見をいただいています。が、どれだけのお金を出して、どれだけのことをしていただいているのかということが、市民にとっても誰にとっても、分かりやすく見えるようにすることが大事だという視点も強調させていただいた次第です。

ということで、委員の皆さんよろしかったでしょうか。

委 員 はい。

委 員 長 あとは、(1)の審議会などの委員報酬についてですが、所管部局からの説明を受けて、追加で何かありましたらお願いします。

委 員 特にありません。

委 員 長 所管部局からは、特別職報酬等審議会でも意見を聴いて検討するという説明なので、それで良いということではよろしいでしょうか。

委 員 検討より、実施して欲しいと思います。

委 員 長 という意見が委員から出ているということで、このまま書いておくということにしたいと思います。

全体を通じて、委員の皆さんから聞き漏らしたとか、言い残したことはありませんか。

委員 長 特によろしいでしょうか。

では、所管部局から言いそびれたことや言っておきたいことについて、一言お願いします。

所管部局 多くの指摘や歳出抑制の提案をいただきありがとうございます。

いただいた指摘や提案については、確かに十分理解できる内容はたくさんあります。

可能な限り検討していきたいということと、企画の分野については今まで積み重ねてやってきたことがあります。

それが最後の所で抑制することによって、中途半端になるものも多いという、いろいろな分野がありますので、それらを精査しながらやっていきたいと思っていますところ です。

所管部局 我々も取り組みたいこともある訳ですが、慣例的に旧町時代から行ってきたことを突然変えてしまうということは、それなりのハレーションも覚悟しなければならないことになりますので、慎重に取り組んでいかなければならないと考えています。

しかし、考え方としては、皆さんと同じようなことは思っているところ です。

委員 長 2回に渡り、ヒアリングに対応いただきありがとうございました。

これで、再ヒアリングを終了したいと思います。

(所管部局退室)

委員 長 再ヒアリングしていた中身について、事務局から確認したい内容があるということです ので、まず伺いたいと思います。

事務局 歳出抑制の(1)の幸福度の部分について確認させていただきます。

幸福度に関わる取組については、より一層事業内容を工夫するなど、経費節減を検討してはどうかという修正案でよろしいでしょうか。

委員 長 皆さんよろしいでしょうか。

委 員 では、その内容でお願いします。

事 務 局 もう１点、その他の（２）の民間委託等の推進について、確認させてください。

先ほど委員長から、市民に対して分かりやすく示すという視点が大事という御発言がありましたが、文章としては、現在の（２）の外部評価結果（案）のままで、文章の修正は特になしということによろしいでしょうか。

委 員 長 私としては別にこのままで良いと思っていましたが。

所管部局から御回答いただいた内容が、ニュアンスとしては市役所がしっかりと委託先や指定管理先を評価していきますということでしたが、それだけを言っていたのではないということが言いたかっただけでしたのでこのままで結構です。

事 務 局 施策の見通しの（１）の職員研修会事務については、このままの表現で残すということで良かったでしょうか。

委 員 長 そうですね。

このままでお願いします。

事 務 局 それと、施策の見通しの（４）については、「入札参加資格の要件にしたり」の部分はカットするということで良かったでしょうか。

委 員 長 そうですね。

事 務 局 確認は以上です。